

国民年金のお知らせ

日本に住居登録のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります(外国籍の方や中・長期在留の留学生も含む)。

今回は、令和4年度の保険料額、年金額をお知らせします。また、国民年金への加入・変更の届け出先、保険料の支払いが難しいときの免除・猶予についてご案内します。

令和4年度の国民年金保険料

令和3年度に比べ、月額で20円引き下げられます。

【定額保険料】月額16,590円

※付加保険料として月額400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金額を増やせます(増やせる金額は年額200円×付加保険料納付月数)。

令和4年度の年金額(年額)

【老齢基礎年金】77万7,800円(満額の場合)

【障害基礎年金】▶1級…97万2,250円、▶2級…77万7,800円

【遺族基礎年金】77万7,800円

【障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額】▶第1子・第2子…22万3,800円、

▶第3子以降…74,600円

国民年金の加入・変更の届け出をお忘れなく

加入者の3つの種別

- **第1号被保険者**…自営業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどの方
- **第2号被保険者**…会社員・公務員(厚生年金の加入者)などの方
- **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者

現在の状況	届 け 出 理 由	届 け 出 先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届出は不要★	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	区外から転入した	届出は不要	第1号被保険者
	区内で転居した		
	海外へ転出するが国民年金を納めたい	▶国内に親族等の協力者がいる方…区医療保険年金課・特別出張所 ▶国内に親族等の協力者がいない方…新宿年金事務所	
	海外から転入した	区医療保険年金課 特別出張所	
	就職した	勤務先	
第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者	
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課 特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課 特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

★20歳前後に海外から転入した方は、区医療保険年金課・特別出張所に届け出が必要

問合せ

- ◆国民年金の資格の取得・喪失、保険料の免除、国民年金の給付の申請…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338
- ◆国民年金手帳、国民年金の納付・厚生年金の申請等…新宿年金事務所(新宿5-9-2、ヒューリック新宿五丁目ビル) ☎(6278)9311
- ◆一般の年金相談…ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎(6700)1165)
- ◆日本年金機構ホームページ…🌐<https://www.nenkin.go.jp/>

保険料の支払いが難しいときは免除・猶予の申請を

免除等の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。区医療保険年金課年金係にご相談ください。

- **学生納付特例制度**
対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。
- **免除(全額免除・一部免除)制度**
▶本人や配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。
▶退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。
- **納付猶予制度**
50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。
- **新型コロナに伴う納付の免除・猶予(臨時特例措置)**
【対象】次の全てを満たす方、▶令和2年2月以降に新型コロナの影響で収入が減少した、▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になる
- ◆上記の4つの制度は、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。申請期間に対応する前年の所得で審査するため、承認されない場合もあります。

- **産前産後期間の免除制度**
平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者は、出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)が免除されます。産前産後免除期間として認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

病気やけがで障害の状態になったときは障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがで障害の状態になり、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)に障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害認定日から障害基礎年金を受け取れます。障害認定日に障害が軽くても、その後重くなったときは障害年金を受け取れる場合があります。受給には、保険料を一定期間以上納めている必要があります。

※20歳になる前に初診日がある病気やけがで障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当した場合、原則として20歳から障害基礎年金が受給できます(本人に一定額以上の所得等がある場合は支給が制限されます)。

令和4年4月から国民年金手帳が廃止になります

法改正により、令和4年4月1日以降に新たに国民年金第1～3号被保険者になる方(20歳になった方、20歳前に厚生年金被保険者になった方)には、日本年金機構から国民年金への加入のお知らせとして、国民年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が送付されます。

令和4年3月までに交付された国民年金手帳は引き続き基礎年金番号を明らかにする書類として利用できますが、紛失した場合は再発行はされず、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 保険料が年金から引き落とされている方へ

- **令和4年度の保険料のお知らせを4月1日に発送します**
- **後期高齢者医療保険料は、6・8月の保険料に変更がある方のみ保険料のお知らせを発送します**

令和4年4・6・8月に引き落とされる額は「令和2年中の所得に基づいて計算された仮の保険料額(令和4年2月分の保険料額と同額)」です。

ただし、後期高齢者医療保険料は、令和3年度のお支払いで前半(4・6・8月)と後半(10・12・2月)のどちらか一方に金額の偏りがあった方は、毎回のお支払い額ができるだけ均等になるように保険料額を調整するため、令和4年6・8月の保険料額は令和4年2月分の保険料額と異なります。

令和4年度の保険料は令和3年中の所得に基づいて確定し、▶国民健康保険料は6月中旬に、▶後期高齢者医療保険料は7月中旬に確定後の保険料額をお知らせし、仮の保険料額との差額は10月以降の保険料額で調整します。

- **令和4年度中に世帯主が満75歳に達する世帯の方へ**

4月から年金からの引き落としを停止します。該当する方には国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書をお送りします。

- **「年金引き落とし」から「口座振替」への変更**

保険料の支払いは、申し出により「年金引き落とし」から「口座振替」に変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度では「口座振替」に変更した場合でも、保険料を滞納した場合は、「年金引き落とし」に切り替わることがあります。

【問合せ】▶国民健康保険料の算定…医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146、▶国民健康保険料の口座振替…医療保険年金課納付推進係 ☎(5273)4158、▶後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎(5273)4562(いずれも本庁舎4階)へ。